

審 第 1 1 3 6 号  
答 申 第 3 6 3 号  
令 和 7 年 6 月 5 日

千葉県教育委員会教育長 杉野 可愛 様

千葉県個人情報保護審議会  
会 長 石 井 徹 哉

審査請求に対する裁決について（答申）

令和5年7月3日付け〇〇第〇〇号—1による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

諮問第327号

令和5年5月17日付けで審査請求人から提起された、令和5年4月12日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定に係る審査請求に対する裁決について

答 申

1 審議会の結論

千葉県教育委員会教育長（以下「実施機関」という。）が令和5年4月12日付け〇〇第〇〇号で行った自己情報不開示決定（以下「本件決定」という。）について、千葉県個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）は、次のとおり判断する。

- (1) 実施機関が本件決定において不開示とした情報のうち、作文評価用紙及び面接評価票に記載された文書の表題、各欄の見出し並びに受検者の受検番号、氏名、性別及び中学校名を開示すべきである。
- (2) 実施機関が行ったその他の決定は妥当である。

2 審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、未成年者である審査請求人の子（以下「本件生徒」という。）の法定代理人として、令和5年3月29日付けで、実施機関に対し、千葉県個人情報保護条例（平成5年千葉県条例第1号。以下「条例」という。）第15条第2項の規定により、「一般入学者選抜〇〇千葉県立〇〇高等学校受験番号〇〇 第2次（追加）〇〇千葉県立〇〇高等学校受験番号〇〇 それぞれの作文検査の〇〇の回答用紙と評価 面接検査の〇〇回答とその評価」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇の入学者選抜及び第2次募集における本件生徒の作文検査の評価及び面接検査の評価（以下「本件作文検査・面接検査の評価」という。）については開示請求の対象となる個人情報を特定したが条例第17条第6号に該当するとの理由により、また、面接検査の〇〇の回答（以下「本件面接検査の回答」という。）については「開示請求に係る行政文書を保有していない」との理由により、これらについて本件決定を行うとともに、作文検査の〇〇の回答用紙（以下「本件作文検査の回答用紙」という。）については開示請求の対象となる個人情報を特定して自己情報開示決定（令和5年4月12日付け〇〇第〇〇号〔本件決定と同日付け同番号〕。以下「本件全部開示決定」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、令和5年5月17日付けで、本件決定について審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は、本件審査請求を受けて、個人情報の保護に関する法律施行

条例（令和4年千葉県条例第37号）附則第4項の規定によりなお従前の例によるものとされる、同条例附則第2項の規定により廃止される前の条例第47条第1項の規定により、令和5年7月3日付け〇〇第〇〇号—1で審議会に諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

(1) 審査請求人は、審査請求書において、おおむね以下のとおり主張している。

ア 本件審査請求の趣旨

本件決定を取り消すとの裁決を求める。

イ 本件審査請求の理由

今後の子どもの高校受検（8月）において、不利益を被る恐れがあるため。

〇〇だけ、受検者で〇〇だけが定員が満たされないなかでの不合格であった。

我が子は〇〇がために学ぶ機会を奪われ、教育を受ける権利を損なわれた。

「開示することにより評価をめぐって混乱が生じ」とあるが、混乱を生じるような評価内容なのか。

我が子は学ぶ機会を求めて、今後も受検をする。

次回受検時に提出する〇〇において、今回の受検結果の評価がわからないことには適切な〇〇に支障をきたし不利益を被る。

よって審査請求を行う。

学力検査と同様評価（得点）の公表をしてもらいたい。

(2) 審査請求人は、反論書において、おおむね以下のとおり主張している。

千葉県教育委員会の発信した教学指第〇〇号〇〇年〇〇月〇〇日「〇〇年度千葉県県立高等学校入学許可候補者の決定について（通知）」、と東京都・宮城県ではホームページ上で高校入試の結果開示が公開されていることがわかったので、それらを証拠書類として提出する。なお、上の2県の情報はたまたまその存在を知ったところであり、他の都道府県における公開状況については不明である。

当方が開示を求めた本件作文検査・面接検査の評価は下記の理由により条例第17条6号に該当しないと言える。

以下理由を述べる。

ア 〇〇年度千葉県公立高等学校〇〇の入学者選抜及び第2次募集において、定員が大きく割れているなかで〇〇だけが不合格であった。我が子は〇〇ために学ぶ機会を奪われ、教育を受ける権利を損なわれた。

そもそも教学指第〇〇号〇〇年〇〇月〇〇日「〇〇年度千葉県県立高等学校入学許可候補の決定について（通知）」では、4.において「入学選抜の資料を総得点化するなど選抜の透明化を図っていることを踏まえ、入学許可候補者の決定については、校長は県民に対し、選抜・評価方法に関する説明責任を十分果たせるよう、適切に対応すること。」と記載されている。

〇〇高校の弁明では「作文検査及び面接検査の試験官が評価した結果をもとに得点を算出しており、これを公開することにより、評価方法や基準、算出方法が察知されることになる。これが明らかになれば、自己情報開示請求した者だけが評価基準や評価方法を察知することができ、他の受験生より有利になる。」とあるが、上記通知に基づき自己情報開示請求した者全員に対し開示すれば、自己情報開示請求は誰もができるため何ら不公平は生じないと考える。したがって作文検査及び面接検査の評価について開示することで、条例17条6号に該当するとの主張には蓋然性がない。

イ 〇〇高校の弁明にある「面接を担当する職員に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあり、このような状況の下では、面接官の観察や率直な意見が評価に反映されなくなる。よって受検者の適性が正しく判断できなくなるなど作文検査及び面接検査本来の目的が達成できなくなり、入学者選抜事務の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障をきたすことになる。」についても、東京都や宮城県では面接・作文の得点・評価を公表している。これらの県では面接を担当する職員に対して、〇〇高校が主張するような評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がなされているのか。面接官の観察や率直な意見が評価に反映されなくなっているのか。受検者の適性が正しく判断できなくなり、作文検査及び面接検査本来の目的が達成できなくなっているのか。入学者選抜事務の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障をきたしているのか。

千葉県から東京都立高校を受検する生徒もいる中、千葉県の公立高校では開示されない作文検査及び面接検査の評価が、隣接する東京都では開示されるという状況になっており、弁明書の主張には根拠が無く、単なる憶測であって、作文検査及び面接検査の評価について開示することは条例17条6号に該当しない。

ウ 〇〇。

今回〇〇を〇〇したが、この〇〇が本人にとって最適なものであったのかは、〇〇のある我が子のみ不合格となった事実を鑑みると、評価を把握しなければ検証ができない。また〇〇高校の主張する「評価を把握

していなくても〇〇に支障をきたすものではなく、本件作文検査・面接検査の評価を不開示にしても不利益を被るものではない。」という主張は納得できるものではない。

条例の目的は、「第1章 総則（目的）第1条この条例は、個人情報の適正な取り扱いの確保に関し必要な事項を定め、県の機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利等を明らかにすることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、県政に対する信頼の確保に資することを目的とする。」とされている。我が子が高校受験という人生の大事において、〇〇不合格とされ、高校で学ぶ機会を奪われ、浪人するという重大な不利益を被っている。その理由である評価という大切な個人情報が開示されないことは、理由の検証ができず、個人の権利利益が保護されないことになる。このことは〇〇の子どもが被った重大な不利益の上に、更に情報開示の権利が奪われることであり、県政に対しての信頼を損なうことでもある。弁明書の主張は、そもそも条例の目的にそっていないため、条例17条6号に該当していない。

〇〇高校の〇〇校長先生が〇〇のある生徒のみ不合格にする権利を有するならば、〇〇不合格になった生徒には自分の面接・作文がどのように評価されたのか知る権利がある。

エ 本件は、行政機関が保有する個人情報を本人及びその保護者に開示する自己情報開示請求であること並びに浪人して〇〇年8月の千葉県立高校の秋募集の受検のため〇〇するために必要な情報であるため、遅滞なく面接・作文の評価を開示されるべきであり、〇〇年7月中の開示を希望する。

#### 4 実施機関の弁明要旨

実施機関は、弁明書において、おおむね以下のとおり主張している。

##### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求は、これを棄却することが相当である。

##### (2) 処分の内容について

###### ア 対象文書の特定及び処分について

本件開示請求を受け、調査した結果、本件作文検査・面接検査の評価については文書の特定に至ったが、本件面接検査の回答については文書を特定することはできなかった。

本件作文検査・面接検査の評価は条例第17条第6号に該当し、また、本件面接検査の回答は文書を保有していないことから、本件決定を行った。

なお、本件開示請求のうち本件作文検査の回答用紙については、条例

第21条第1項の規定により本件全部開示決定を行った。

イ 本件対象文書の内容について

(ア) 本件作文検査・面接検査の評価は、〇〇年度千葉県公立高等学校〇〇の入学選抜及び第2次募集に関し、合格者の選抜をするために、受検者の作文及び面接の回答に対する評価を記載した文書である。

(イ) 本件面接検査の回答は、本件開示請求に係る行政文書を作成していないため存在しない。

(3) 処分の理由について

ア 本件作文検査・面接検査の評価の不開示の理由等について

(ア) 不開示の理由について

本件作文検査・面接検査の評価は、条例第17条第6号に該当するとして、不開示としたものである。

(イ) 条例第6号該当性について

本件作文検査・面接検査の評価は、受検者の回答に対し、評価基準に従い評価を行ったものであるところ、県の機関における評価、選考、判定等に係る情報については、当該情報を開示することにより、評価、選考、判定等に係る事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第6号のハに該当するとして、不開示としたものである。

イ 本件面接検査の回答の不開示の理由について

本件面接検査の回答は、不存在であることから不開示としたものである。

(4) 弁明の内容について

審査請求人は、「『開示することにより評価をめぐって混乱が生じ』とありますが、混乱を生じるような評価内容なのではないでしょうか」、「次回受検時に提出する〇〇において、今回の受検結果がわからないことには適切な〇〇に支障をきたし不利益を被ります」等と主張する。

本件作文検査・面接検査の評価においては、作文検査及び面接検査の評価者が評価項目ごとの評価基準に基づき評価した結果をもとに得点を算出しており、これを公開することにより、評価基準や評価者の評価方法が察知されることになる。これらが明らかになれば、自己情報開示請求した者だけが評価基準や評価方法を察知することができ、他の受検生より有利となる。また、面接を担当する職員に対して、評価に対する質問や苦情、批判、いわれのない非難等がされるおそれがあり、このような状況の下では、面接官の観察や率直な意見が評価に反映されなくなる。

よって、受検者の適性が正しく判断できなくなるなど作文検査及び面接

検査本来の目的が達成できなくなり、入学者選抜事務の公正若しくは円滑な遂行に著しい支障を来すことになる。また、〇〇に当たって、〇〇年度千葉県公立高等学校〇〇の入学者選抜及び第2次募集それぞれにおける作文検査及び面接検査の評価を把握していなくても〇〇に支障を来すものではなく、本件作文検査・面接検査の評価を不開示としても不利益を被るものではない。

したがって、審査請求人の主張には理由がない。

## 5 審議会の判断

### (1) 本件審査請求の趣旨について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、本件決定を行ったと認められる。

イ 審査請求人は、前記3(1)のとおり、実施機関が本件決定で不開示とした情報の開示を求めているので、以下、検討する。

### (2) 個人情報の特定の妥当性について

ア 実施機関は、前記2(2)のとおり、本件開示請求に対し、本件全部開示決定においては、本件作文検査の回答用紙に記録された個人情報を特定し、本件決定においては、本件作文検査・面接検査の評価に係る個人情報を特定した。実施機関が本件作文検査・面接検査の評価として特定した文書は、具体的には、受検者の作文検査の回答に対する評価を記載した「作文評価用紙」及び受検者の面接検査の回答に対する評価を記載した「面接評価票」である。

他方で、実施機関は、本件面接検査の回答については、作成していないため存在しておらず、特定できなかつたと弁明している。この点について実施機関に確認したところ、面接の回答を録音や速記により記録することは行っていないとのことである。

なお、面接評価票には、受検者の発言内容と思われる記載が一部にみられるが、当該記載は、面接の評価において評価者が着目した受検者の発言を必要な範囲で記載したものと認められる。受検者のどの発言に着目し、どのように要約して記載するかということは評価なのであって、面接評価票の記載は本件面接検査の回答の記録とは認められない。

イ 審議会が事務局職員を通じて改めて実施機関に文書の探索を行わせたところ、本件全部開示決定及び本件決定で特定した個人情報以外に、本件開示請求に係る個人情報を保有していないことが確認された。

審議会としては、実施機関が本件全部開示決定及び本件決定において、本件作文検査の回答用紙、作文評価用紙及び面接評価票に記録された個人情報を特定し、それ以外の個人情報を特定していないことに特段に不自然、不合理な点は認められず、その他、本件開示請求に係る個人

情報が存在するような特段の事情も認められない。

(3) 不開示情報について

ア 作文評価用紙及び面接評価票について

作文評価用紙及び面接評価票は、本件生徒に係る、作文検査又は面接検査の評価を記載した文書であると認められる。

実施機関は、作文評価用紙及び面接評価票について、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当であると主張するので、以下、検討する。

イ 作文評価用紙及び面接評価票の記載内容について

(ア) 審議会で見分したところ、作文評価用紙及び面接評価票は、文書の表題、評価者が署名又は押印する欄、受検者の受検番号、氏名、性別及び中学校名を記載する欄、検査の評価項目ごとに評価を記載する欄等で構成されている。

(イ) 文書の表題及び各欄の見出しは、各受検者に共通の記載であり、それ自体に各受検者の回答に対する評価は含まれていない。また、各欄の見出しのうち作文評価用紙に記載されている評価項目の「字数」及び「内容」並びに面接評価票に記載されている評価項目の「志望動機」、「質問に対する応答」及び「面接に臨む態度」は、本件生徒が受検した学校のホームページにおいて選抜・評価方法としてあらかじめ公表されていたものである。したがって、これらの情報を開示したとしても、条例第17条第6号に該当するような支障が生じるとは考えられない。

また、受検者の受検番号、氏名、性別及び中学校名については、本件生徒の個人情報であり、これらを審査請求人に開示したとしても、条例第17条第6号に該当するような支障が生じるとは考えられない。

したがって、文書の表題、各欄の見出し並びに受検者の受検番号、氏名、性別及び中学校名については、開示すべきである。

(ウ) 評価者の氏名及び印影については、これらを開示すると、検査の結果に納得しない受検者等から当該評価者に対して、質問や苦情、いわれない非難等がなされるおそれがある。その結果、評価者による適切な評価を困難にするなど、入学者選抜事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、作文及び面接の評価項目ごとの評価等については、これらを開示すると、その評価に対する問合せが多くなされるおそれがあり、これに対して各学校が当該評価の背景を十分に説明することは困難であって、受検者等と各学校との間に評価に係る混乱が生じるおそれを否定できない。そうすると、当該情報を開示することにより、入学者選抜事務の公正若しくは円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認

められる。

したがって、これらの情報は、条例第17条第6号に該当し、不開示が相当である。

(4) 結論

以上のことから、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件決定の適否に関する審議会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 審議会の処理経過

審議会の処理経過は、次のとおりである。

審 議 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和5年7月 3日	諮問書（弁明書の写しを含む。）の受理
令和5年7月18日	反論書の写しの受理
令和7年3月13日	審議（令和6年度第11回第2部会）
令和7年4月24日	審議（令和7年度第1回第2部会）
令和7年5月22日	審議（令和7年度第2回第2部会）

千葉県個人情報保護審議会第2部会